

## 滋賀県物品買入れ等の一般競争入札執行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県が行う物品の買入れもしくは物品の製造もしくは修繕の請負または役務の提供（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用対象案件または建設工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の執行について、別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札の手続)

第2条 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。）第2条第8号に規定する契約担当者は、入札を執行する必要が生じたときは、速やかに入札のための手続をとらなければならない。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格を入札案件毎に定めなければならない。

(資格の公示)

第4条 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号。以下「要綱」という。）に規定する資格を当該入札案件の資格とする場合または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、要綱に規定する資格を有する者につきさらに滋賀県物品関係一般競争入札に係る参加基準に基づき事業所の所在地等に関して必要な資格を定める場合は、財務規則第196条の規定による入札参加者の資格の公示は、行わない。

2 要綱に規定する資格以外の資格を定める場合は、財務規則第196条の規定に基づき入札参加者の資格の公示を行い、名簿を作成しなければならない。

3 前項に定める公示は、県のホームページに掲載することにより行うものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、財務規則第198条各号に掲げる事項を入札案件毎に公告しなければならない。

2 入札の公告は、県のホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）を使用して行う入札については、滋賀県物品・役務電子調達システム運用基準（以下「電子調達システム運用基準」という。）第8条に定める案件登録により行うこととする。

(入札参加資格の確認)

第6条 契約担当者は、入札に付そうとするときは、入札参加者が前条第1項の規定に基づく入札公告で示した資格を有していることを入札執行前に確認しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が必要と認める場合は、開札後、入札執行者（財務規則第200条第1項に規定する入札執行者をいう。以下同じ。）に予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ資格の確認をさせることができる

(入札の取りやめ等)

第7条 入札執行者は、入札参加者が連合し、または不穩の行動をとったとき、その他入札の公正な執行に支障があると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

2 入札執行者は、前項に規定する場合のほか、天災地変その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることができる。

3 入札執行者は、前2項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめたときは、直ちにその理由を付して契約担当者に報告しなければならない。

(入札説明会の不参加者の取扱い)

第8条 入札執行者は、入札に先立って入札内容等の説明会(以下「入札説明会」という。)を開催する場合は、これに参加しなかった者を当該入札に参加させないことができる。

(入札または入札説明会の遅刻者の取扱い)

第9条 入札執行者は、入札の定刻に遅れた者を当該入札に参加させることができない。

2 契約担当者は、入札説明会の定刻に遅れた者を当該入札説明会に参加させることができない。

(入札参加者の遵守事項)

第10条 入札執行者は、次の各号に掲げる事項を入札参加者に遵守させ、違反したと認めるときは退場を命ずることができる。

- (1) 入札執行中に入札執行室へ出入りしないこと(特に認めた場合を除く。)
- (2) 入札執行中に私語、放言等をしないこと。
- (3) 入札関係者以外の者を入札執行室へ入室させないこと。
- (4) 酒気を帯びて入札室へ入室しないこと。
- (5) その他入札執行者が特に指示した事項

(入札執行宣言)

第11条 入札執行者は、入札の定刻になったときは、直ちに入札を開始する旨の宣言をしなければならない。

(入札参加者の確認)

第12条 入札執行者は、前条の宣言を行った後、直ちにあらかじめ提出されている参加資格を確認するための書類等により出席者の確認をするものとする。

2 前項に定める書類等を提出させなかったときは、入札執行室に入札参加者受付簿を備え、それにより確認をするものとする。

3 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、入札の前に委任状を提出させなければならない。

(入札書の作成および投函)

第13条 入札は、所定の入札箱に入札書を投入させて行う。ただし、郵便による入札は、この限りでない。

2 前項本文に規定する入札においては、入札書を投入する者の名で入札書を作成させなければならない。

(入札の無効等)

第14条 入札の無効は、財務規則第199条に規定する場合とする。

2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札は、失格とする。

(開札)

第15条 入札執行者は、入札参加者全員の投函を確認した後、直ちに入札参加者を立ち会わせて開札を行うものとする。

2 前項において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 入札執行者は、第1項の開札を行ったときは、前条に規定する無効入札および失格入札以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第16条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、令第167条の10の規定に該当するときは、この限りでない。

(再度入札)

第17条 入札執行者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、予定価格に達しない旨を宣言し、再度の入札をすることができる。この場合において、入札参加者（次項に規定する者を除く。）のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に定める日時において再度の入札をするものとする。

2 入札執行者は、第14条第1項に規定する無効の入札をした者および同条第2項に規定する失格入札をした者を、再度の入札に参加させることができない。

(入札執行回数等)

第18条 入札執行回数は、1件につき2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めるときは、1回に限り延長することができる。

2 前項の限度内において落札者がいないときは、随意契約の手續に移ることができる。

3 前項の随意契約の手續は、再度の入札に参加した者のうち最も低い価格を入札した者から順に2者程度の見積りによって行うものとし、契約に至らないときは、当該入札を打ち切るものとする。

4 入札を打ち切った場合において、改めて入札を執行しようとするときは、参加資格や仕様等を変更し再度入札の公告を行うものとする。

(見積内訳書の徴取)

第19条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札終了の宣言)

第20条 入札執行者は、入札を終了しようとするときは、入札を終了する旨の宣言をしなければならない。

(落札とならないとき等の報告)

第21条 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第18条第3項の規定による随意契約ができないときは、速やかに契約担当者に報告しなければならない。

(適用除外)

第22条 第9条第1項、第10条から第13条まで、第15条、第17第1項および第20条の規定は、電子調達システムを使用して行う入札については、適用しない。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年12月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。